

(表)

別紙様式第1

令和 年 月 日

移 転 補 償 等 希 望 届

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条に基づく移転等の補償及び土地の買入れについて、以下のとおり希望します。

(フリガナ)		住所	都道 府県	市区 郡	
希望者 (所有者)			電話	()	
補償を希望する建物		1棟ごとに記載し、書ききれない場合は別紙に記載してください。 立木竹、工作物等は記載の必要はありません。			
所 在 地	用 途	構 造	床面積	建築年月	
			m ²		
買入れを希望する土地		1筆ごとに記載し、書ききれない場合は別紙に記載してください。 用途については、第二種区域を指定した際の用途を記載してください。			
所 在 地	用 途		面 積		
	宅地、農地、その他()		m ²		
	宅地、農地、その他()				
	宅地、農地、その他()				
	宅地、農地、その他()				
	宅地、農地、その他()				
添付書類					
1 案内図 (物件の所在地を示す公図の写しなど)					
2 建物の所有権、建築時期等を証する書類 (登記事項証明書、資産証明書など)					
3 土地の所有権等を証する書類 (登記事項証明書など)					
処理欄	施設名 :	区 域 : 第 種区域 (昭和 平成 令和 年 月 日告示)			
	担当者 :	受付日 :	整理番号 :		
	特 記 :				

裏面をお読みいただいた上で、太枠内を記入し、添付書類の欄に示す書類を添えて裏面記載の提出先に提出してください。

(裏)

移転補償等希望届の記載に当たってお読みください。

1 この希望届は、建物の移転等の補償及び土地の買入れに係る希望状況を把握し、計画的に移転補償等を実施するために提出していただくものです。この希望届は、建物の移転等の補償又は土地の買入れを希望する所有者本人が記載し、提出してください。

2 対象となる物件について

(1) 建物の移転等の補償

第二種区域を指定した際に現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（第三種区域を除く第二種区域に所在する物件にあっては、建物と一体として利用されているものに限り。）が補償の対象となります。補償対象物件は第二種区域以外の区域に移転するか除却してください。移転するときは、できるだけ、第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）の外へ移転していただくようお願いします。

第二種区域及び第三種区域の範囲、区域を指定した日につきましては別図を御覧ください。

(2) 土地の買入れ

第三種区域にあっては全ての土地が、第三種区域を除く第二種区域にあっては、次に掲げる土地が買入れの対象となります。

ア 宅地（第二種区域を指定した際に宅地であるものに限り。）

イ アの宅地以外の土地については、建物等の移転又は除却により、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地（建物等の移転又は除却の補償を受けることとなる者が所有するものに限り。）

注：上記イに掲げる土地に係る希望届については、原則として、建物の移転等の補償に係る契約を締結した日（以下「移転等補償契約書の契約日」という。）の翌日から起算して5年を経過する日（以下「期限日」という。）までに提出があったものに限り受け付けます。

また、移転等補償契約書の契約日が、平成24年12月19日より前の方の当該希望届については、平成29年12月19日までに提出があったものに限り受け付けます。

なお、入院等やむを得ない事情により、上記期限日までに当該希望届を提出できなかった場合は、期限日の翌日から入院等やむを得ない事情に係る期間と同じ期間が経過する日までに当該希望届の提出があれば受け付けることができる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

第二種区域及び第三種区域の範囲、区域を指定した日につきましては別図を御覧ください。

3 補償等の時期について

建物の移転等の補償及び土地の買入れにつきましては、希望届の提出を受けてから予算要求を行い、予算の範囲内で実施しております。したがって、希望届を提出いただいてから移転補償等の実施までに長い期間を要する場合があります。あらかじめ御承知おきください。移転補償等の実施時期が近づきましたら、現地調査の実施、補償等に係る申請書の提出などについて適宜御連絡を差し上げます。

4 権利関係の整理について

移転補償等の対象となる物件について、関係者との調整や登記などの手続が調わない場合、隣接地との境界が確認できない場合などには、移転補償等が実施できないことがありますので御承知おきください。詳しくは末尾の希望届提出・お問合せ先までにお問い合わせください。

(1) 共有物件（建物、土地等）につきましては、共有者の連名にて移転補償等の申請書を提出いただくか、他の共有者全員から委任を受けた代表者から移転補償等の申請書を提出いただくこととなります。

(2) 補償の対象となる建物等に所有権以外の権利（抵当権など）が設定されているとき、又は当該物件が所有権の存否について係争中であるときは、その権利者、関係人又は係争者から建物等の移転又は除却を承諾いただき、承諾書を添えて補償の申請書を提出いただくこととなります。また、買入れの対象となる土地に所有権以外の権利が設定されているときは、その権利者から権利の消滅を承諾いただき、承諾書を添えて買入れの申請書を提出いただくこととなります。

(3) 補償の対象となる建物に借家人等が居住するときは、借家人等からも補償の申請書を提出していただくこととなります。建物の移転等に併せて移転する借家人等に対しては動産の移転料（いわゆる引越し代）が補償されます。

(4) 建物の移転等補償の申請書を提出いただく際には、建物の所在する土地の所有者及びその他の権利者から、当該土地の買入れの申請書を提出いただくか、当該土地に建物等を設置し、又は留置しないことを承諾していただきます。

希望届提出・お問合せ先

〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57

南関東防衛局 防音対策課 移転措置係

電話：045-211-7141（直通）

メールアドレス：bouon-iten-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp